

国土交通省
インフラ長寿命化計画（行動計画）
【官庁施設分野 抜粋版】

令和3年度～令和7年度

令和3年6月18日

国土交通省

目次

I. はじめに	1
II. 国土交通省の役割	1
III. 計画の範囲	1
1. 対象施設	1
2. 計画期間	1
IV. 対象施設の現状と課題	1
V. 中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し	1
VI. 必要施策に係る取組の方向性	2
1. 点検・診断／修繕・更新等	2
2. 基準類等の充実	4
3. 情報基盤の整備と活用	5
4. 個別施設計画の策定・充実	6
5. 新技術の開発・導入	7
6. 予算管理	8
7. 体制の構築	9
VII. フォローアップ計画	9

I. はじめに

II. 国土交通省の役割

国土交通省は、各インフラの維持管理・更新等が適切に行われるよう体制や制度等を構築する「所管者」としての役割と、自らがインフラの「管理者」として維持管理・更新等を適切に実施する役割を担っている。

本行動計画では、これらの二つの立場から国土交通省として取り組むべき施策のとりまとめを行い、国土交通行政全体として、戦略的な維持管理・更新等に向けた取組を強力に推進する。

III. 計画の範囲

1. 対象施設

国土交通省が維持管理・更新等に係る制度や技術を所管するインフラについて、法令等で位置付けられた全ての施設を対象とする（具体的な対象施設は次表のとおり）。

分野	対象施設	主な根拠（関連）法令等
官庁施設	官庁施設（庁舎、宿舍等）	官公庁施設の建設等に関する法律第13条第1項

2. 計画期間

本行動計画における計画期間は、中長期的な視点から社会資本整備に取り組んでいくための道しるべである「社会資本整備重点計画」との整合を図り、令和3年度（2021年度）を初年度とし、令和7年度（2025年度）までとする。

IV. 中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し

V. 対象施設の現状と課題

1. 個別施設計画の策定・推進

（1）個別施設計画策定の対象施設

分野	対象施設
官庁施設	庁舎、宿舍等 （建築基準法第12条第2項及び官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項に規定する定期点検の対象外の施設を除く）

VI. 必要施策に係る取組の方向性

「V. 対象施設の現状と課題」を踏まえ、以下の取組を進める。

1. 点検・診断／修繕・更新等

⑬ 官庁施設

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
官庁施設 (・庁舎 ・宿舍 等	<ul style="list-style-type: none"> ・「VI. 2. 基準類等の充実」の基準類等について、各省各庁に対し、毎年開催する「官庁施設保全連絡会議」等の研修・講習等や HP 等を通じて周知徹底等を継続する。 ・保全実態調査により保全の実施状況が良好でない官庁施設を把握した上で、各省各庁に対して次の必要な取組を行うよう、保全指導を継続する。 <ul style="list-style-type: none"> －建築基準法、官公庁施設の建設等に関する法律等の関係法令に基づく定期点検の確実な実施 －保全の基準に基づく建築物の各部等の保全の確実な実施 ・上記の取組等により、各省各庁が管理する官庁施設について、保全実態調査で「施設の保全状況※」が「良好」（総評点が 80 点以上）と判断される施設の割合が向上するよう、引き続き適切に保全指導を行う。 <p>※ 保全実施体制、保全計画の作成状況、定期点検等の実施状況、施設状況等を評価</p> <p>【戦略的な維持管理・更新のために、官庁営繕部及び各地方整備局等の営繕部等が施設を整備する立場から実施する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定地域内の官庁施設の群としての効率的かつ効果的なファシリティマネジメントを行うため、地域毎に官庁施設の整備構想を策定し、計画的な整備を推進する。また、長寿命化を図って徹底利活用することが効果的な庁舎については、躯体の保護、 	<ul style="list-style-type: none"> ・点検・診断については、「VI. 2. 基準類等の充実」に基づき、年に 1 回以上の定期点検を実施するなど、引き続き、適切な時期に目視その他適切な方法により実施する。 ・保全については、「VI. 2. 基準類等の充実」の基準類等に基づく建築物各部等の保全を確実に実施するなどにより、国土交通省が管理する官庁施設について、保全実態調査で「施設の保全状況※」が「良好」（総評点が 80 点以上）と判断される施設の割合を、90%以上に維持するよう取組を継続する。 <p>※ 保全実施体制、保全計画の作成状況、定期点検等の実施状況、施設状況等を評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「VI. 4. 個別施設計画の策定・充実」の個別施設計画に基づく修繕・更新を実施する。 ・集約・再編の取組を通じて、ストックの適正化を図り、メンテナンスの効率化を図る。

	<p>防災設備及び建物ライフラインの劣化防止等の長寿命化事業を推進する。令和2年度時点で措置が必要な官庁施設の長寿命化対策実施率が、令和7年度までに100%となるよう取り組む。(令和2年度時点、24%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官庁施設の整備に関する企画立案に活用するため、既存施設の現況等を把握するための施設カルテの作成・運用を行う。 ・官庁施設の整備に当たっては、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」に基づき、構造体は長期間の使用に耐えるものとし、構造体以外の部分は修繕又は更新の合理的な周期に見合った耐久性を有するものとする。 ・「Ⅵ. 4. 個別施設計画の策定・充実」の個別施設計画に基づく修繕・更新を実施する。 ・集約の取組を通じて、ストックの適正化を図り、メンテナンスの効率化を図る。新たな合同庁舎の整備により集約された官庁施設数が、令和7年度までに30施設となるよう取り組む(令和元年度時点、0施設)。 	
--	--	--

2. 基準類等の充実

⑬ 官庁施設

施設	所管者としての取組
官庁施設 (・庁舎 ・宿舎 等)	<ul style="list-style-type: none">• 官庁施設の定期点検及び保全に関連する以下の法令、基準等について、適切に運用するとともに、適時・適切に整備・改定を行う。• 定期点検に関する法令、基準等<ul style="list-style-type: none">－官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年6月施行）－国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準を定める件（平成20年11月施行）－国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件（平成20年11月施行）• 官庁施設の保全に関する基準等<ul style="list-style-type: none">－国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準（平成17年6月施行）－国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領（平成17年6月策定）

3. 情報基盤の整備と活用

⑬ 官庁施設

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
官庁施設 (・庁舎 ・宿舎 等)	<ul style="list-style-type: none">• 全ての官庁施設を対象に、保全の実施状況の調査（保全実態調査）に必要な施設の諸元等の情報を「官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）」に蓄積し、官庁施設の維持管理にかかる情報の集約化・電子化の割合について、令和7年度まで100%を維持する。（令和元年度時点、100%）• 引き続き、各省各庁に対して保全実態調査を実施し、情報の更新を毎年実施する。	<ul style="list-style-type: none">• 国土交通省が管理する全ての官庁施設を対象に、保全の実施状況の調査（保全実態調査）に必要な施設の諸元等の情報を「官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）」に登録し、情報の更新を毎年実施する。• 蓄積した情報は、各施設管理者並びに官庁営繕部及び各地方整備局等の営繕部等で共有する。

4. 個別施設計画の策定・充実

⑬ 官庁施設

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎 ・宿舍 <p style="text-align: center;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個別施設計画を構成する「中長期保全計画」及び「保全台帳」が適切に作成・更新されるよう、保全指導を継続する。 ・「官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）」の機能を用いた「中長期保全計画」及び「保全台帳」の作成・更新方法を周知し、これらの作成・更新を引き続き支援する。 ・各省各庁との連携のもと、個別施設計画の策定・更新を推進する。 ・その策定・更新状況について、各省各庁との情報交換を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての個別施設計画の対象施設において、「官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）」を活用するなどして、「中長期保全計画」及び「保全台帳」を作成し、必要に応じて、対策内容を追加することにより、個別施設計画の策定を完了する。 ・策定した個別施設計画を更新する。 ・中長期保全計画は、5年以内毎に見直しを行うほか、大規模な修繕が行われた後その他必要があるときは見直しを行う。

5. 新技術の開発・導入

⑬ 官庁施設

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
官庁施設 ・庁舎 ・宿舍 等	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物全般に係る点検・診断に関する新技術が現場導入されている各施設における取組を収集し、必要に応じて、適用条件等を整理した上で、各省各庁及び地方公共団体に対して、参考に情報提供することにより、現場導入・普及を目指す。 ・長寿命化に資する材料・構工法について、改修等の機会を捉えて、現場導入・普及を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物全般に係る点検・診断に関する新技術が現場導入されている各施設における取組を収集し、現場導入を目指す。 ・長寿命化に資する材料・構工法について、改修等の機会を捉えて、現場導入を検討する。

6. 予算管理

⑬ 官庁施設

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
官庁施設 ・庁舎 ・宿舍 等	<ul style="list-style-type: none"> ・各省各庁や地方公共団体等の保全業務の適正な実施に必要な費用の算出方法について、引き続き技術的支援を実施する。 ・各省各庁が「中長期保全計画」に基づき、計画的な更新等を実施することでトータルコストの縮減と平準化が図られるよう、「Ⅵ. 1. 点検・診断／修繕・更新等」及び「Ⅵ. 4. 個別施設計画の策定・充実」の取組を継続する。 <p>【官庁営繕部が施設を整備する立場から実施する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トータルコストの縮減と予算の平準化を図るため、各地域における官庁施設の整備構想を踏まえた、中長期における官庁施設の整備計画を策定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な予算の安定的な確保に努め、「Ⅵ. 1. 点検・診断／修繕・更新等」及び「Ⅵ. 4. 個別施設計画の策定・充実」の個別施設計画に基づく計画的な点検・診断、修繕・更新を実施する。

7. 体制の構築

⑬ 官庁施設

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
官庁施設 ・庁舎 ・宿舍 等	<ul style="list-style-type: none"> ・各省各庁や地方公共団体等を対象に、各地方整備局等の営繕部等を相談窓口とし、技術的支援を継続する。 ・各省各庁において、施設保全責任者が設置され、保全実施体制が確立されるよう、保全指導を引き続き行う。 ・各省各庁や地方公共団体等の職員を対象とし、点検方法や適正な保全の実施に関する講習や情報提供を行う「官庁施設保全連絡会議」等について、各地方整備局等の営繕部等において、毎年開催する。参加人数が、令和7年度までに 17,000 人となるよう取り組む（令和元年度時点、12,633 人）。この取組を継続し、技術者の育成の強化を継続する。 ・地方公共団体の職員を対象に、官庁営繕部が毎年開催する「全国営繕主管課長会議」において、公共建築物の老朽化対策・長寿命化について情報交換を行う。この取組を継続し、管理者等の相互連携の強化を継続する。 ・「Ⅵ. 2. 基準類等の充実」の法令、基準類等について、各省各庁に対し、毎年開催する「官庁施設保全連絡会議」等の研修・講習等や HP 等を通じて周知徹底等を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自らが管理する全ての官庁施設で施設保全責任者を設置する。 ・職員を対象とし、各地方整備局等の営繕部等が毎年開催する「官庁施設保全連絡会議」等の研修等において、点検方法や適正な保全の実施について情報を収集、周知徹底する。この取組を継続し、技術者の育成を継続する。 ・建築保全業務に係る共通仕様書や積算基準等を活用し、適正な保全業務委託の実施を継続的に推進する。

Ⅶ. フォローアップ計画